

令和4年6月24日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年6月24日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番、兼若 幸一 君・13番、尾崎 忠義 君を指名致します。

日程第2. 諸般の報告を行います。

まず、委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しております。

6月16日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長（金井 浩三）

お早うございます。

それでは、総務教育常任委員会結果報告についてを発表致します。

令和4年6月16日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）

議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）

議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第7号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正について

議案第8号、多度津町公民館設置条例の一部改正について

議案第9号、多度津町庁舎建設基金条例の廃止について

議案第10号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第1号）

審議結果。

議案第1号から議案第4号まで及び議案第7号から議案第10号までについて委員、傍聴議員より、

- 一つ、多度津町税条例の「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」に関する条文が改正により「扶養親族等申告書」と「等」の字句が追加されているが、この新旧対照表では分からないので、説明してもらいたい。
- 一つ、今回の補正で臨時交付金を活用して中央公民館本通分館のトイレを改修するとのことだが、詳細を説明してもらいたい。利用者にとって安全な設備になるのか、また、工事はどういう予定で進めていくのか教えてもらいたい。
- 一つ、今後、中央公民館や多度津地区公民館について、どのように考えているのか。
- 一つ、子育て世帯生活支援特別給付金の対象は、住民税非課税の子育て世帯の児童280人で、児童手当の受給者は申請が不要ということだが、それ以外の申請が必要な世帯には、どのように通知をするのか。申請が必要な世帯は、そのことを知っているのか。また、申請をしないと1人当たり5万円の給付金を貰えないのか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、多度津町税条例の「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」に関する条文の改正は、地方税法の改正により合計所得金額について明確化されたことに伴うものである。
- 一つ、中央公民館本通分館のトイレ改修では、洋式化するために隣接する流しを合わせて広くするなど天井も含めた工事を予定している。安全面では入口の段差にスロープを検討して、補正予算成立後に建設課に工事委託するが、完成時期については回答できない。
- 一つ、中央公民館での講習は、地域交流センターや本通分館で分散して継続することとしており、現在の建物は耐震性がないので撤去するが、福祉センターや旧庁舎の解体時に優先順位をつけて実施することになる。その後、財政状況を見ながら多度津地区の公民館として建てることを考えている。
- 一つ、住民税非課税世帯については6月の課税状況で判明するが、その中でも3年度は課税されていた世帯が4年度に非課税になった場合などは、申請が必要となる。また、コロナ禍により収入が減少した家庭も町では把握出来ないので、申請が必要になる。周知については、広報やホームページ・子育てメールを活用して可能な限りするつもりである。
- 以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第4号まで及び議案第7号から議案第10号までについては、委員会として原案を可決した。
- またその他として、執行部より他3件の報告がありました。

以上で報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告は終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、6月16日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、尾崎 忠義 君。
建設産業民生常任委員会委員長（尾崎 忠義）

令和4年6月16日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり、報告を致します。

審議事項。

議案第5号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第6号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正について

議案第11号、工事委託に関する協定の締結について（令和4年度多度津町新町排水ポンプ場水処理整備工事に関する委託）

議案第12号、損害賠償の額を定めることについて

継続請願第1号、香川県に「主要農作物種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

審議結果。

議案第5号、第6号、第11号及び第12号並びに継続請願第1号について、委員、傍聴議員より、

一つ、社会福祉施設設置条例の別表第1で「使用目的が物販販売等」を「使用目的が物品販売等」と「物販」から「物品」と文言を変えているが、根拠を説明してもらいたい。

一つ、工事委託に関する協定で、日本下水道事業団に発注した経緯と概略を教えてください。

一つ、シルバー人材センターから派遣された職員が道路沿いの樹木を伐採してNTTの架線を切ったということであるが、労働契約には入っていない行為によるものであり、作業の指示に誤りがあったということで損害保険が支払われずに損害賠償をすることになったのか。

一つ、小さなミスやヒューマンエラーが続くと大きな事故に繋がるので、確認の徹底など事故防止策などを見直して改善しないといけないのではないか。

一つ、前回の請願においてはゲノム編集等については県レベルの話でなく、国が考えるものであるとか請願者に生産者が入っていないということだったので、請願者に生産者も入れて作り直した新たな請願を参考資料とし

て提出している。

- 一つ、議会運営委員会に出されていない請願を再度提出するのは、いかがなものかと思う。
- 一つ、請願の内容には賛成であるが、紹介議員として議会運営委員会に提出されていない新たな参考資料としての請願書の説明は出来ないし、継続審査となった請願をあとから途中で内容変更することは、おかしいと思う。
- 一つ、前回の審査時に沖縄県や香川県のJAは1つなので、県とJAの考えがイコールであるから条例は必要ないという意見を言ったが、今回の参考資料の請願書は前回の内容から全面的に書き換えられており、要領だけではカバー出来ない部分もあることも分かったので、他県の種子条例を参考にして制定する必要があるのではないかと思う。
- 一つ、前回の請願は不十分なところや矛盾点もあり継続審査としたが、今回の参考資料の請願書も急に提示されたため十分に読み込めておらず、議論も出来ないことや今の状態で採決をするのは難しいことから改めて継続して勉強したい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

- 一つ、「物販」から「物品」と文言を改めるのは、もともと「物品販売」とすべきであったものに記載ミスがあったことによる修正である。
- 一つ、日本下水道事業団は法に基づいて下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共水域の水質保全や地方公共団体を支援する唯一の法人であり、下水道事業の設計・施工及び会計検査院の代行受検が出来ることに加え過去にもストックマネジメント計画や詳細設計などを業務委託していることから今回の工事も委託することになっている。
- 一つ、シルバー人材センターとの委託契約には軽微な剪定も含まれているが、リサイクルプラザ敷地内に限定されており、住民環境課職員の誤った指示が大きな原因であることから、シルバー人材センターの派遣職員には瑕疵がないということで、町が損害賠償することになったものである。
- 一つ、懲戒処分をした際には、全職員に対して不祥事が起きないように全ての業務の点検や確認の徹底を指示して、町民の信頼回復に努めるように綱紀粛正のメールを配信して周知している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第5号、第6号、第11号及び第12号については、委員会として原案を可決し、継続請願第1号については継続審査とすることに決定した。

またその他として、執行部より他1件の報告があった。

以上であります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。
ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案及び請願の審議の時にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
最後に町長報告の追加が出ております。報告はタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第3. 議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、専決処分の承認について(多度津町国民健康保険税条例の一部改正)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7.議案第5号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8.議案第6号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9.議案第7号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10.議案第8号、多度津町公民館設置条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、多度津町庁舎建設基金条例の廃止についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、令和4年度多度津町一般会計補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、工事委託に関する協定の締結について(令和4年度多度津町新町排水ポンプ場水処理整備工事に関する委託)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、損害賠償の額を定めることについてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第15. 継続請願第1号、香川県に主要農作物種子条例制定を求める意見書の提出を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

渡邊 美喜子 君。

議員(渡邊 美喜子)

失礼致します。12番、渡邊 美喜子。

私は、香川県主要農作物種子条例制定を求める意見書の提出を求める請願につきまして、賛成の立場であります。

種子法は1952年制度となり、国が財政支援を行い、また、各都道府県が開発研究を行い、安定供給に努め、日本の食糧を支えてきました。しかし、国は十分な議論もないまま、2018年3月、種子法が廃止となりました。その中で廃止となり、問題点が幾つかある訳でございますが、3点申し上げます。

1点目、民間企業参入で種子価格の高騰であります。種子法が廃止され、また、国の財政支援がなくなったために、これまでの各都道府県で推奨されてきた品種の5倍、10倍もの高騰が続いております。現在でも米の販売価格が生産費を下回るような状況の中、種子の価格の高騰となると、米を生産する農家の人も減少となります。ひいては、消費者にもはね返ってくることも考えられます。

2点目、種子品種の多様性が失われる日本では300種類の米が作られ、地域のブランド、地域の振興の看板になっております。それが失われる訳でございます。

3点目、大企業による種子の支配が進むということで、将来は国内大手と多国籍企業の種子しか選べなくなる。地産地消の食料が失われます。安心できる食を守るため、そして、未来の世代にしっかりと手渡すためにも私は主要農作物

種子条例の制定を求める意見書に賛成を致します。以上です。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

小川 保 君。

議員（小川 保）

9番、小川 保でございます。

先だって開催致しました建設産業民生常任委員会の中で、私も発言を致しました。

本条例については、基本的に非常に重要な条例、失礼致しました。請願については、非常に重要な請願の内容であるという風な認識のもと、私どもは、色々と調査をし、勉強してまいりましたけれども、その内容から変更した内容について突然の提案がございました。その件でございましたので、私ども委員のメンバーは継続審査を要求をし、そして、先ほどの委員長報告でありましたように、継続審査とするという風なことになっておりますので、今回についても継続審査という形でご承認願ったらと思います。以上でございます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、継続請願第1号についてを採決致します。

継続請願第1号に対する委員長報告は、継続審査です。

本案は委員長報告のとおり、継続審査とすることについて、賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数です。

よって、継続請願第1号は、継続審査とすることに決定致しました。

日程第16. 閉会中の継続審査についてを議題と致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和4年第2回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉 会 午前9時34分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年6月24日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記